

KKR

# 年金だより

平成30年10月発行

No.123

国家公務員共済組合連合会

このたびの平成30年7月豪雨において被災された  
皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。

被災地の一日も早い復旧・復興を心よりお祈り申し  
上げます。

主  
な  
記  
事

平成31年分公的年金等の受給者の「扶養親族等申告書」について……………2頁

「扶養親族等申告書」に関するよくある質問……………3頁

年金に関するご相談等は「KKR年金相談ダイヤル」へ……………4頁

各種通知書等の再発行は「自動受付サービス」をご利用ください……………5頁

全国年金相談会のご案内（11月以降開催分）……………6頁

こんなときには届出を……………7頁

読者のひろば……………8頁



「茶臼岳秋景」栃木県那須郡那須町

(千葉県) 橋本 昭三 さん

# 平成31年分 公的年金等の受給者の「扶養親族等申告書」について

「扶養親族等申告書」は所得税の課税対象となる方にお送りしています。  
※8月20日現在の情報で作成しています。ご不明な点は当会年金部へお問合せください。

## 「扶養親族等申告書」を同封している方

●「退職」または「老齢」を給付事由とする年金を受けている方のうち、平成31年中に支払われる年金の見込額が次の金額以上の方にお送りしています。

- ① 65歳未満の方（昭和30年1月2日以後に生まれた方）…………… 108万円
- ② 65歳以上の方（昭和30年1月1日以前に生まれた方）で
  - ◆老齢基礎年金の受給対象の方…………… 80万円
  - ◆上記以外（退職年金、減額退職年金など）の方…………… 158万円

「扶養親族等申告書」の提出期限は、  
平成30年10月31日（水）です（厳守）。

## 「扶養親族等申告書」を同封していない（提出する必要のない）方

●「退職」または「老齢」を給付事由とする年金を受けている方のうち、平成31年中に支払われる年金の見込額が上記の①②未満の方。

●**遺族や障害の年金を受けている方（非課税のため）**

◎「扶養親族等申告書」を提出した場合は、基礎的控除などの所得控除が受けられるため、提出しない場合と源泉徴収税額が違ってきます。

### 下記計算は例です

#### ■扶養親族無

受給者本人（無職）64歳、

支給年金額232,626円（2ヵ月分）

（提出した場合） 源泉徴収税額＝ 2,270円 （2ヵ月分）

（提出しない場合） 源泉徴収税額＝17,813円 （2ヵ月分）

#### ■扶養親族有

受給者本人（無職）64歳、妻（無職）61歳の場合

支給年金額300,000円（2ヵ月分）

（提出した場合） 源泉徴収税額＝ 1,531円 （2ヵ月分）

（提出しない場合） 源泉徴収税額＝22,972円 （2ヵ月分）

# 「扶養親族等申告書」に関するよくある質問

**質問 1** 私は年金以外に収入はなく扶養親族もいません。この場合でも「扶養親族等申告書」を提出する必要はありますか。また、「扶養親族等申告書」を提出しなかった場合はどうなるのですか。

**答え** 年金以外の収入がない方や扶養親族がいない方であっても、「扶養親族等申告書」を提出することで、ご自身の基礎的控除などの所得控除を受けることができますので、ご自身の所得控除を受けるためには、提出していただく必要があります。

◇「扶養親族等申告書」を提出しない場合 ⇒ 所得税と復興特別所得税と併せ、定期支給期毎に支給額の7.6575%にあたる金額を源泉徴収します。

**質問 2** 現在、年金を受けながら働いています。勤務先に「給与所得者の扶養控除等申告書」、連合会に「扶養親族等申告書」を提出するとどのようになりますか。

**答え** お勤め先に「給与所得者の扶養控除等申告書」をご提出されている場合、当会年金部に「扶養親族等申告書」をご提出されますと、所得控除を重複して受けることになり、確定申告の際、所得税額の精算（納付）が必要になる場合があります。これを避けたい方は、当会年金部への「扶養親族等申告書」のご提出は不要です。

**質問 3** 平成30年分の「扶養親族等申告書」を昨年提出していないことがわかりました。今年送られてきた平成31年分の「扶養親族等申告書」と一緒に同封して提出してもよいですか。

**答え** 平成30年分の「扶養親族等申告書」を今回ご提出いただいても、当会年金部で手続きをすることができません。来年の1月中旬以降に当会から平成30年分の「公的年金等の源泉徴収票」をお送りしますので、確定申告（還付申告）でご精算ください。

**質問 4** 平成30年から配偶者控除の取扱いが変更されたと聞きました。平成29年までとどのように変わったのですか。

**答え** 配偶者控除は、平成29年までは受給者本人と生計を一にする配偶者で、年間所得の見積額が38万円以下の方が対象でしたが、平成30年から受給者本人（合計所得が900万円以下に限る）と生計を一にする配偶者で、年間所得の見積額が85万円以下の方に変更されました。

★「KKRホームページ」に扶養親族等申告書のQ&Aを掲載していますのでご覧ください。

ホーム

▶ 厚生年金・退職等年金給付

▶ よくある質問Q&A

▶ 年金一般Q&A

## お願い

- ◎同封の「平成31年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の手引き」をよくお読みいただき、「扶養親族等申告書」を提出する方は記入漏れがないようご注意ください。
- ◎年金から所得税を源泉徴収する際にご自身の基礎的控除などの所得控除を受けるためには、配偶者・扶養親族の有無にかかわらず、提出していただく必要があります。

## 年金に関するご相談等は「KKR年金相談ダイヤル」へ



年金に関するご相談やお問合せは、「**KKR**年金相談ダイヤル」にてお受けしています。

電話によるご相談の際には、「**年金証書記号番号**」または「**基礎年金番号**」をあらかじめご用意のうえ、お問合せください。

### 「**KKR**年金相談ダイヤル」 (年金相談・お問合せ専用)

0570-080-556 (ナビダイヤル)  
こころ (KKR)

0570におかけになれない場合 (050で始まるお電話からの発信など) 等

03-3265-8155 (一般電話)

受付時間：9時00分～17時30分

※土日祝日、年末年始はご利用できません。

- ◇ おかけ間違いのないよう、「**KKR**年金相談ダイヤル」の電話番号をご確認のうえ、おかけ願います。
- ◆ ご相談等の内容は、電話対応の品質向上のため録音させていただきますので、ご了承ください。

### ○電話が混み合う時期や時間帯について (お願い)

毎年、次の時期や時間帯に関しては、お問合せが一時期に集中するため、電話が大変つながりにくくなり、お待たせすることがあります。

週の後半や夕方 (16:00～17:00) などは比較的つながりやすくなっておりますので、なるべく曜日や時間帯をずらしておかけいただきますようお願いいたします。

#### (電話が混み合う時期等)

- ・ 月曜日など休日明けの午前中
- ・ 年金の定期支給日の前後 1 週間程度
- ・ 10月………「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の発送後2週間程度
- ・ 1月………「公的年金等の源泉徴収票」の発送後2週間程度
- ・ 6月………「年金支払通知書」や「年金額改定通知書」の発送後2週間程度

※ 同封の冊子等に記載されている「**KKR**年金相談ダイヤル」以外の電話番号では、年金に関するご相談やお問合せはお受けできません。

# 各種通知書等の再発行は「自動受付サービス」をご利用ください

「扶養親族等申告書」等の再発行は、**24時間受付(土、日曜日・祝日も受付可能)の専用電話**による『自動受付サービス』をご利用ください。

(再)発行受付が  
できる通知書等

1  
年金額改定  
通知書

2  
年金支払  
通知書

3  
扶養親族等  
申告書

4  
源泉徴収票

## ● ご利用方法

- 1 年金証書記号番号 **A-□□-□□-□□□□□□-□** が分かる書類をご用意ください。
  - 2 自動受付サービス専用電話 ☎ **03-5212-2243** へダイヤルしてください。
  - 3 音声ガイダンスにしたがって、電話機のボタンを押してください。  
「〇〇の発行を受け付けました。ご利用ありがとうございました。」のメッセージで**受付終了**です。
- ・再発行する通知書等につきましては、**当会年金部に登録されている住所**にお送りします。
  - ・再発行までには、1週間程度かかりますので、ご了承ください。
  - ・固定電話のほか、スマートフォン・携帯電話・PHSからもご利用いただけますが、おかけになる電話機や回線により利用できない場合があります。

「**KKR**ホームページ」をご覧ください  
～皆さまに役立つ情報を掲載～

国家公務員共済組合連合会(KKR)のホームページには、年金制度に関することや皆さまからよくいただく質問についての「Q&A」などを掲載しています。

また、届出用紙は「各種届出用紙のダウンロード」から印刷することもできます。

その他、『宿泊施設(KKRホテルズ&リゾート)』に関する情報なども掲載しています。

ぜひ一度ご覧いただき、ご活用ください。



<http://www.kkr.or.jp/>

kkk 検索

# 全国年金相談会のご案内



老齢(遺族)厚生年金等の試算や請求手続きなど、年金に関するご相談に応じるため、年金相談会を全国各地で開催しており、11月以降も下記の会場で開催します。

## 「年金相談会」は、事前のご予約が必要です。

ご予約は開催日の一週間前まで承りますが、会場等の都合により定員になり次第締め切らせていただくこともありますので、年金相談をご希望の方はお早めにご予約ください。

### 予約受付専用電話

## 03-3265-9708

受付時間 9時30分～17時30分  
(土日祝日、年末年始を除く)

※この電話番号は、年金相談会のご予約以外はお受けできません。

## ■開催日程 (11月以降)

開催地	開催日	開催会場	開催地	開催日	開催会場
宮城県(仙台市)	11月2日(金)	仙台ガーデンパレス	宮城県(宮崎市)	1月11日(金)	ひまわり荘
沖縄県(那覇市)	11月15日(木)	沖縄県市町村自治会館	長崎県(長崎市)	1月17日(木)	ホテルセントヒル長崎
香川県(高松市)	11月22日(木)	ルポール讃岐	佐賀県(佐賀市)	1月18日(金)	ホテルニューオータニ佐賀
大分県(大分市)	11月22日(木)	ホテル日航大分オアシスタワー	岡山県(岡山市)	1月24日(木)	サン・ピーチOKAYAMA
大阪府(大阪市)	11月29日(木)	KKRホテル大阪	兵庫県(神戸市)	1月25日(金)	ひょうご共済会館
島根県(松江市)	11月29日(木)	ホテル白鳥	神奈川県(横浜市)	2月1日(金)	KKRポートヒル横浜
鳥取県(鳥取市)	11月30日(金)	白兔会館	鹿児島県(鹿児島市)	2月6日(水)	ホテルウェルビューかごしま
山口県(山口市)	12月6日(木)	KKR山口あさくら	熊本県(熊本市)	2月7日(木)	KKRホテル熊本
広島県(広島市)	12月7日(金)	広島ガーデンパレス	福岡県(福岡市)	2月8日(金)	KKRホテル博多
奈良県(奈良市)	12月13日(木)	ホテルリガール春日野	愛媛県(松山市)	2月15日(金)	KKR道後ゆづき
滋賀県(大津市)	12月14日(金)	KKRホテルびわこ	和歌山県(和歌山市)	2月21日(木)	ホテルアパローム紀の国
岐阜県(岐阜市)	12月20日(木)	ホテルグランヴェール岐山	大阪府(大阪市)	2月22日(金)	KKRホテル大阪
愛知県(名古屋市)	12月21日(金)	KKRホテル名古屋	徳島県(徳島市)	3月1日(金)	ホテルサンルート徳島
			千葉県(千葉市)	3月8日(金)	ホテルプラザ菜の花

◎全国年金相談会のご予約をされた方には、開催日の2～3日前までに予約内容を記載した書面をお送りします。

※開催会場については、都合により変更となることもあります。

## ●文書でのご予約

便箋等に「年金相談会の予約」と明記し、

- (1) 開催地、開催日、希望時間(午前・午後)
- (2) 氏名(フリガナ)、生年月日
- (3) 住所、日中連絡がとれる電話番号
- (4) 年金証書記号番号または基礎年金番号
- (5) 相談内容

をご記入いただき、下記送付先までお送りください。

### 【文書送付先】

〒102-8082  
東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎  
国家公務員共済組合連合会 年金部 年金相談室 予約受付係

## ◆年金相談室では相談窓口を常設しています

当会年金部の年金相談室に相談窓口を常設し、年金に関するご相談等に応じています。

### ■年金相談室

東京都千代田区九段南  
1-1-10 九段合同庁舎内 2階  
(相談受付: 9:00～17:30)

土日祝日・年末年始休

※予約は不要です



# こんなときには届出を



下記の事由に該当したときには、当会年金部へ届出が必要です。

届出が必要な事由および対象となる年金
1. 年金を受けている方が氏名を変更したとき
2. 年金の受取口座を変更するとき
3. 年金を受けている方が行方不明になったとき
4. 国家公務員または地方公務員として再就職したとき（老齢・退職・障害）
5. 国会議員または地方議会の議員になったときや議員を辞めたとき（老齢・退職）
6. 65歳未満の方がハローワークで求職の申込みをしたとき（老齢・退職）
7. 雇用保険法による高年齢雇用継続給付を受けたとき（老齢・退職）
8. 加給対象配偶者が年金（*）を受けることとなったとき（老齢・退職・障害）
9. 加給対象配偶者と離婚したときや加給対象配偶者が亡くなったとき等（老齢・退職・障害）
10. 遺族給付を受けている方が婚姻（事実上の婚姻関係にある方を含む）や直系姻族以外の養子となったとき（遺族）
11. 書類の送付先を住民票上の住所とは異なる住所を希望するとき

年金を受けている方がお亡くなりになったときは、  
「**KKR**年金相談ダイヤル」(4頁をご覧ください。)へご連絡ください

(\*) 配偶者が受ける年金の厚生年金保険の加入期間が20年未満であるときなど、加給年金を引き続き受け取ることが出来る場合は、手続きが必要ないことがあります。

※平成27年10月の被用者年金一元化後の厚生年金に関する届出は、ワンストップサービスとして最寄りの年金事務所または各共済組合等のどこの窓口でも受け付けします。(ただし上記4.を除きます)

詳しくはKKRホームページをご覧ください。

届出の用紙が必要な方は、お手数ですが「**KKR**年金相談ダイヤル」へご連絡ください。

◎KKRホームページの「各種届出用紙のダウンロード」からも印刷することができます。

ホーム



厚生年金・退職等年金給付



届書ダウンロード

kkp年金

検索



年金に関する届出が遅れますと年金が払い過ぎとなり、さかのぼって返還していただくことがありますのでご注意ください。



# 読者のひろば



## 私の生きがい「趣味を楽しむ」

一番好きなことは、盆栽庭木の手入れ、盆栽は小さな苗木から30年～60年と手をかけ育て楽しんでいる。幸い埼玉には有名な盆栽園が多く毎年見学に行き参考にして、自己流ではあるが素人としては自慢の出来る、小盆栽を50鉢ほど、朝の水やり夏場は日に2～3回もやる。暇さえあれば2～3時間飽きることなく時間を忘れて手入れに熱中している。

庭木もそれぞれの特長を生かし春の新緑、花木藤椿と見事である。草花も水仙福寿草に始まり寒菊まで一年中絶えることなく、毎朝眺め楽しみ元気な一日がスタートする。

その他夫婦で共通の趣味、詩吟35年、ウォーキング30年、季語のいらぬ短歌を毎日一首、日記風に考え頭の体操を10年ほど、継続は力である。

八十路坂になると、先輩後輩の友人が年々旅立ち淋しくなるが、15年ほど前町会の役員をして近くに住む、浅草育ちの同年と知り合いになり、戦前戦後の苦勞話や現在では想像も出来ない体験談など昔話をして週1～2回将棋を楽しんでいる。

- ◎小盆栽手の平に乗る50年 眺め楽しむ米寿の春
- ◎平成を年金で暮らす余生かな 健康感謝白寿百まで

埼玉県 小谷野 實 さん(88歳)

## 私の大切なもの

私は現在、障害厚生年金を受給しつつ、コンビニでアルバイトをし、生計を立てています。横須賀市内のコンビニで勤務していますが、働いているのはオーナーと店長夫婦の外は全てアルバイトで、家庭の主婦、10代、20代のフリーアルバイター、大学生、高校生、私の様に公務員としての定年を迎えた者など、様々です。

仕事を行う上で大切にしているのは、メンバーの人格を尊重した上での「チームワーク」です。

構成員にはそれぞれ長所、短所があり、24時間オープンしているコンビニでは、急な勤務交替要請が頻繁にあります。

交替の依頼があった場合、私は可能な限り、受ける様にし、コンビニ店運営が円滑にいくよう心掛けています。勤務中は、お互いの足らざる所を補うのもそうですが、店が上手く回るよう勤務するのが最も大切なチームワークである、と思っています。

私は、コンビニ店と云う1つのチームが上手く運営されていくよう「フォア・ザ・チーム」に徹していく所存です。

神奈川県 中山 昭宏 さん(60歳)

### 〈「読者のひろば」係より〉

「読者のひろば」に毎回多数のご応募をいただき、誠にありがとうございます。

「私の大切なもの」・「私の生きがい」・「私が心がけていること」などをテーマにした原稿を引き続きお待ちしております。

ご投稿原稿は、原稿用紙に200字以上600字以内で、題名および年金証書記号番号または基礎年金番号、住所、氏名、年齢を明記して、連合会年金部 広報担当「読者のひろば」係までお送りください。

なお、原稿の返却はいたしません。また、掲載できない場合もありますのでご了承ください。

## KKR 国家公務員共済組合連合会 年金部

【お問合せ先】 〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎

### 「KKR 年金相談ダイヤル」 (年金に関するご相談 お問合せ専用)

**0570-080-556 (ナビダイヤル)**

0570におかけになれない場合(050で始まるお電話からの発信など)等

**03-3265-8155 (一般電話)**

受付時間：月～金曜日 9時00分～17時30分

- 土日祝日、年末年始はご利用できません。
- 休日明けの午前中や扶養親族等申告書・年金支払通知書の発送時期などは、電話が大変混み合います。
- 間違い電話が多くなっております。「KKR年金相談ダイヤル」の電話番号をよくお確かめのうえ、おかけ間違いのないようお願いいたします。

◆お問合せの際は、必ず年金証書記号番号または基礎年金番号をお知らせください。

KKR ホームページアドレス <http://www.kkr.or.jp/nenkin/>

kkр年金  検索